

I. 条例制定の趣旨や基本的施策を見直すべきか

○ 検討の視点

社会経済情勢の変化を踏まえ、条例の趣旨や条例に掲げる基本的施策は有効かつ適切なものとなっているか

※ 社会経済情勢の変化

- ・ これまでの課題
 - ・ 人口減少下での人材確保、省力化、生産性向上
 - ・ 付加価値の向上、販路拡大、域内循環の促進
- ・ 新たな課題

ア 新型コロナウイルス感染症	イ カーボンニュートラルの実現
ウ デジタルトランスフォーメーション	エ 新しい働き方への対応
オ 大規模事業所の再編への対応	カ 新しい動きへの対応

■ 条例の趣旨

産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、企業立地の促進及び中小企業の競争力強化に関し、その施策を一体的かつ相乗的に推進し、もって北海道の経済の活性化及び雇用の機会の創出に資することを目的とする。

■ 条例に掲げる基本方針

次の基本方針に基づき、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する施策を一体的かつ相乗的に推進。

- (1) 高い経済的効果を及ぼす産業の発展を図ること。
- (2) 成長発展が期待される産業の創出及び発展を図ること。
- (3) 地域の特性に応じた産業の発展を図ること。
- (4) 商品又は役務の付加価値の向上を目指す中小企業の育成を図ること。

■ 条例に掲げる基本的施策

- (1) 企業立地及び道内の中小企業の取引参入の一体的促進
- (2) 人材の育成及び確保
- (3) 中小企業の経営の革新及び産業技術開発の促進
- (4) 中小企業の国内外における販路等の拡大
- (5) 創業等の促進
- (6) 産学官及び産業間の連携の促進

《部会での検討・対応》

部会におけるご意見、ご提案及びそれを踏まえた議論によりご了承いただいた、道の見直しの方向性と考え方は以下のとおり。

さらに商工業振興審議会でご議論をいただいた上で、庁内における協議や議会議論を経て、必要な見直しを行う。

《検討を踏まえた方向性》

- 道が実施したアンケート調査や自動車関連産業の動向を踏まえると、条例が目指す「企業立地の促進」と「中小企業の競争力強化」の一体的・相乗的効果は、その効果が現れてきていたが、新型コロナウイルスの感染拡大はビジネスや人々の生活に大きな影響を及ぼしており、今後も施策の基本方針に従い、道内需要の確保や域内循環の促進等に一層、取り組んでいく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の影響や、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーションといった社会経済情勢の変化に伴い、「感染症対策」、「サプライチェーンの最適化」、「脱炭素化」など、リスク分散の視点が多様化しており、こうした変化を的確に捉え、企業誘致の取組を進めていくことが重要。
- 道内企業においては、こうした社会経済情勢の変化に対応するとともに、変化により生じるビジネスチャンスを的確に捉え、事業の拡大や新事業の展開につなげることが求められる中、人材育成・人材確保、販路拡大、新製品・新技術開発が経営課題となっており、条例に掲げる基本的施策は現在も有効かつ適切と考えられる。
- 以上から、企業の立地や道内中小企業への支援を通じて、経済の活性化及び雇用の機会を創出する必要があり、条例制定の趣旨及び基本的施策は、現在の社会経済情勢においても、なお有効かつ適切と考えられることから、条例本文の改正は行わない。

II. 助成措置等を見直すべきか

○ 検討の視点

- ・ 社会経済情勢の変化を踏まえ、新たに追加すべき助成措置はないか。
- ・ 見直すべき助成措置はないか。

※ 社会経済情勢の変化

- ・ これまでの課題
 - ・ 人口減少下での人材確保、省力化、生産性向上
 - ・ 付加価値の向上、販路拡大、域内循環の促進
- ・ 新たな課題
 - ア 新型コロナウイルス感染症
 - イ カーボンニュートラルの実現
 - ウ デジタルトランスフォーメーション
 - エ 新しい働き方への対応
 - オ 大規模事業所の再編への対応
 - カ 新しい動きへの対応

■ 助成措置 ※ 助成措置は施行規則で規定

- (1) 企業立地促進費補助金
- (2) 中小企業競争力強化促進事業費補助金
 - ① マーケティング支援事業
 - ② コンサルタント等招へい支援事業
 - ③ 産業人材育成・確保支援事業(育成事業)
 - ④ テレワーク導入支援事業(産業人材育成・確保支援事業(確保事業))
 - ⑤ 市場対応型製品開発支援事業

《部会での検討・対応》

部会におけるご意見、ご提案及びそれを踏まえた議論によりご了承いただいた、道の見直しの方向性と考え方は以下のとおり。

さらに商工業振興審議会でご議論をいただいた上で、庁内における協議や議会議論を経て、必要な見直しを行う。

《検討を踏まえた方向性》

- 企業立地の促進と中小企業の競争力強化を一体的・相乗的に推進するとともに、道内企業が新型コロナウイルス感染症の影響や、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーションといった社会経済情勢の変化に対応するため、次のとおり助成制度の見直しを検討する。

【施行規則の見直しの方向性】

＜企業立地促進費補助金＞

- ・ 道内の人材難を踏まえた人材確保に向けた補助要件の見直し
- ・ 製造業の国内回帰に対応する補助要件の見直し
- ・ ゼロカーボン北海道の実現に向けた補助要件や補助対象範囲の見直し
- ・ IT産業の類型Ⅰ〔成長産業分野〕への位置付け、対象業種や補助要件の見直し
- ・ 対象業種にサテライトオフィス等を追加し、類型Ⅰ〔成長産業分野〕に位置付け
- ・ 本社機能移転に向けた補助要件の見直し
- ・ 大規模事業所の再編への対応に向けた補助要件の見直し
- ・ 対象業種に宇宙産業を追加し、類型Ⅰ〔成長産業分野〕に位置付け
- ・ 施設設置者と事業者が異なる賃貸型の高度物流施設への対応に向けた補助要件の見直し

＜中小企業競争力強化促進事業費補助金＞

- ・ ポストコロナに向けた産業人材育成支援の見直し・産業人材確保支援の継続
- ・ ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組への優遇措置
- ・ デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた取組への優遇措置
- ・ 大規模事業所の再編で影響を受けた企業への優遇措置
- ・ 宇宙産業、IT産業の特定産業分野〔重点的に支援する分野〕への位置づけ
- ・ マーケティング支援及び商品開発支援の魅力向上

【運用等での対応】

＜中小企業競争力強化促進事業費補助金＞

- ① 利用条件等
 - ・ 制度利用促進に向けた申請方法等の検討
 - ・ 制度利用後のフォローアップ・事業化の追跡の仕組みづくり
- ② 周知方法
 - ・ 制度周知方法及び発信内容の改善

3. 見直しの時期

令和4年度の実施に向けて、庁内での検討を進める。